

従事工事1 所管課確認印欄

従事工事2 所管課確認印欄

現場代理人兼務届

令和 年 月 日

目黒区長 宛て

住 所

請負者

氏 名

(法人の場合は名称及び代表者の氏名)

次の工事について、現場代理人の兼務をしたいので届出します。

なお、兼務する工事については、安全管理及び工程管理に万全を期し、施工することを誓約します。

契 約 番 号	第 号
工 事 件 名	
工 事 場 所	
契 約 金 額	¥ (消費税等を含む)
履 行 期 間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで
現場代理人氏名	ふりがな

(上記現場代理人が現在従事中の工事)

従 事 工 事 1	契 約 番 号	第 号	工事所管課	
	工 事 件 名			
	工 事 場 所			
	契 約 金 額	¥	(消費税等を含む)	
	履 行 期 間	令和 年 月 日 から	令和 年 月 日 まで	

従 事 工 事 2	契 約 番 号	第 号	工事所管課	
	工 事 件 名			
	工 事 場 所			
	契 約 金 額	¥	(消費税等を含む)	
	履 行 期 間	令和 年 月 日 から	令和 年 月 日 まで	

※ 一人の現場代理人が兼務できる件数は、兼務するすべての工事の契約金額がいずれも500万円未満の場合は3件まで、又は、兼務するすべての工事の契約金額の合計が3,500万円未満の場合は2件までです。ただし、兼務できるための要件及び条件等を満たし、区の承認を受ける必要がありますので、裏面の注意事項を確認のうえ、申請してください。

注 意 事 項

1 現場代理人の常駐及び兼務の取扱いについては、「目黒区現場代理人の常駐及び兼務に関する運用基準」（平成23年4月1日付け目総契第1323号決定）（以下「運用基準」という。）において定めており、請負者は、この運用基準を遵守のうえ、現場代理人の常駐及び兼務を行う必要があります。

なお、現場代理人の兼務については、平成29年4月1日から当面の間、下記「2 現場代理人の兼務について（試行期間の取扱い）」のとおり要件等を一部緩和して試行しています。

2 現場代理人の兼務について（試行期間の取扱い）

現場代理人の常駐及び兼務の取扱いについては、「目黒区現場代理人の常駐及び兼務に関する運用基準」（平成23年4月1日付け目総契第1323号決定）により定めていますが、本基準の「2 現場代理人の兼務」について、現場代理人が兼務できる要件を契約金額500万円以上の工事や追加工事でも一部可能にするなど、期間を限定して緩和措置を試行します。

なお、現場代理人を兼務するためには、下記の要件等を満たし、「現場代理人兼務届」（現在従事中の工事の工事所管課にも確認を受ける必要があります）を提出のうえ、区の承認を受ける必要がありますのでご注意ください。

●試行期間の取扱い

(1) 下記の①から④の要件すべてを満たし、かつ、区が承認した場合は、一人の現場代理人が工事現場を兼務することができる。ただし、兼務できる件数は、兼務するすべての工事の契約金額がいずれも500万円未満の場合は3件まで、又は、兼務するすべての工事の契約金額の合計が3,500万円未満の場合は2件までとする。なお、件数には現在従事中の工事も含める。

①目黒区発注の工事であり、かつ、工事現場が目黒区内であること。

②発注者又は監督員が求めた場合は、工事現場に速やかに向かうなど適切な対応を行うこと。

③工事現場の安全管理に支障を生じさせないこと。

④設計図書等に他の工事と兼務できない旨の記載がないこと。

(2) 上記(1)のほかに、区の承認を得たうえで現場代理人を兼務することができる工事は次のとおりとする。

①単価契約による工事

②追加工事（先に契約した工事（以下「本体工事」という）の契約工期中に、同一敷地内又は近傍の範囲内で施工する本体工事に関連する新たな工事）。ただし、本体工事の現場代理人が追加工事を兼務する場合に限る。

③区民から付託を受けて区が発注する工事（私道整備工事等）

●試行期間

平成29年4月1日から当面の間

※平成29年4月1日以降に契約する案件が対象です。